

木造住宅建築の墜転落災害を防止しよう

Chapter.6

現場管理者の法的責任(1)

- ①建設業における法的立場
- ②元方事業者が行うべき措置
- ③特定元方事業者が行うべき措置

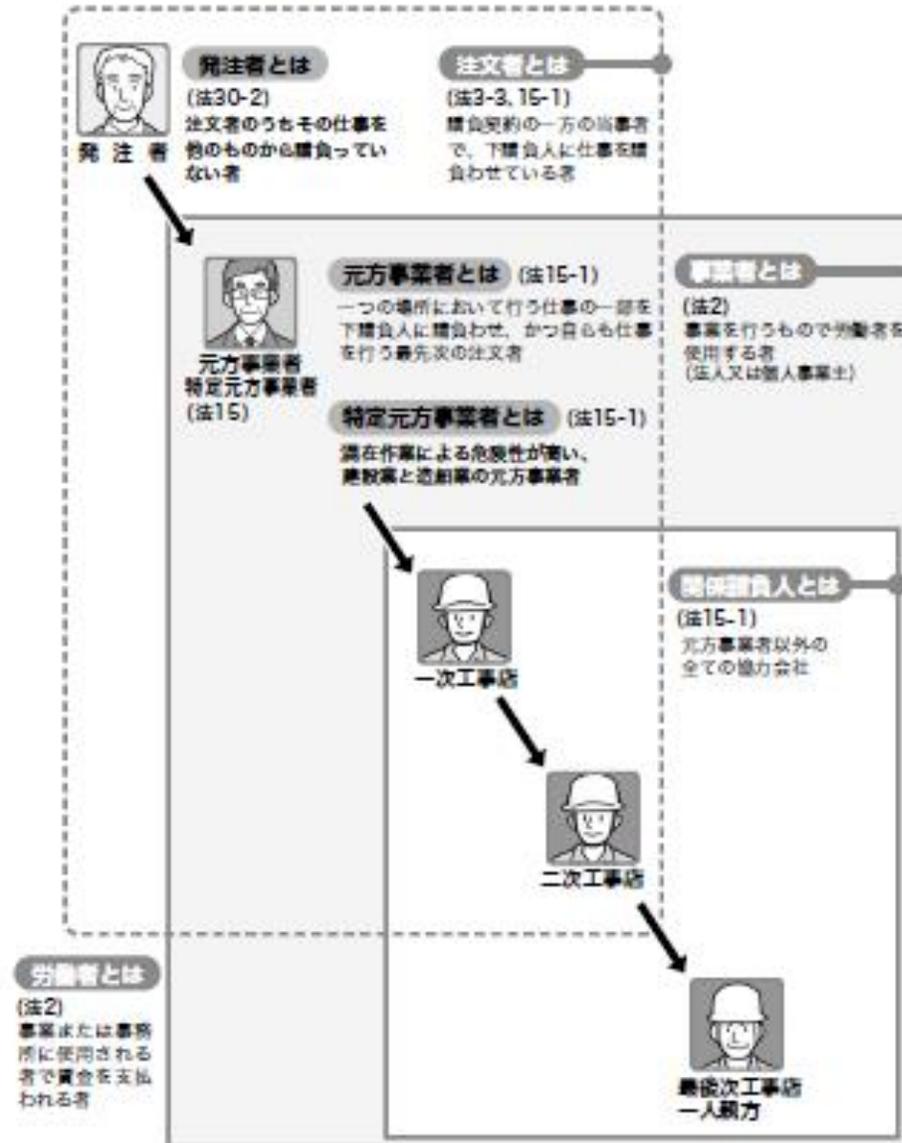
講師 小松泰彦(建災防セーフティエキスパート)

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

現場管理者 の法的責任

5-1 建設業における法的立場

建設現場には注文者、特定元方事業者、事業者、関係請負人等の複雑な法的立場がある。それぞれの立場での法的責任が定められているので順次確認していこう。



マニュアル89ページ

5-2 元方事業者が行うべき措置(法29)

建設業の元請会社は、特定元方責任だけでなく、元方事業者が行うべき措置についても実施することが求められる。

①法令に違反しないよう指導を行う(法29)

元請会社は工事店の作業者が安全の法令に違反しないよう、必要な指導を行わなければならない。(法29-1)

また工事店が法令に違反している時は是正の指示を行う必要がある。(法29-2)

現場に労働基準監督署の臨検(立入り調査)があった時、工事店に法令違反があれば、工事店だけでなく元請会社にも法29条違反で是正勧告書を出されることがある。元請会社にとっては大変なことで、工事店が遵守すべき法令を全て知っておく必要があるのだ。

一方、元請会社からの指示を受けた工事店又は作業者はその指示に従わなければならない。(法29-3)

②危険を防止するための技術的な指導を行う(法29の2)

元請会社は以下のような場所では、技術的な指導や安全上必要な措置を工事店に対して行わなければならない。

●移動式クレーンが転倒するおそれのある場所

- ・広さ及び強度のある敷鉄板等の使用
- ・敷板の中央でアウトリガーの使用

●感電の恐れのある場所

- ・感電防止の囲い
- ・感電防護管の設置

●基礎工事用機械が転倒・転落するおそれのある場所

- ・路肩の倒壊防止
- ・地盤の不動沈下防止
- ・必要な幅員の保持
- ・誘導員の配置

●地山が崩壊するおそれのある場所

- ・擁壁・土止め支保工を設ける
- ・地山を安全な勾配にする

5-3 特定元方事業者が行うべき措置(法30)

一つの現場で複数の会社に所属する作業者が混在して仕事を行っている建設現場では、事業者がそれぞれの会社の作業員だけの安全対策を行っていても労働災害を防止することはできない。

そこで安衛法30条では、建設業の元請企業に対して主に以下のような特定元方事業者の行うべき措置が定められている。

①協議組織の設置及び運営（則635）

- ・元請企業は全ての工事店が参加する協議会組織を設置する
- ・会議は毎月1回以上、定期的に行う
- ・議事録と参加者名簿を作成する

②作業間の連絡及び調整（則636）

- ・元請会社と工事店との間の工程に合わせた連絡、調整を行う
- ・混在作業に関連する全ての工事店の作業間の連絡、調整を行う

③作業場所の巡視（則637）

- ・毎作業日1回以上行う
- ・連絡、調整事項の確認や、法令違反の是正を指示する

④安全衛生教育に対する指導・援助（則638）

- ・工事店が行う安全教育への場所や資料を提供する

⑤計画の作成（則638の3）

- ・工程、機械・設備の配置、足場等の作業用の仮設物の配置に関する計画を作成する

⑥クレーン等の運転についての合図の統一（則639）

- ・合図を統一的に定め、周知させる

⑦事故現場の標識の統一（則640）

- ・事故現場に表示する標識を統一し、工事店に周知する。

⑧有機溶剤の容器の集積箇所の統一（則641）

- ・有機溶剤等の容器を集積する箇所を統一的に定め、工事店に周知する。